

出荷制限指示後の管理の考え方 －たけのこ－

たけのこの出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、出荷制限が指示された潮来市、つくばみらい市、小美玉市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町、ひたちなか市、鉾田市及び東海村の協力を得て、潮来市、つくばみらい市、小美玉市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町、ひたちなか市、鉾田市及び東海村における生産者等関係者に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

県は、JA、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された潮来市産、つくばみらい市産、小美玉市産、石岡市産、龍ヶ崎市産、取手市産、守谷市産、茨城町産、利根町産、ひたちなか市産、鉾田市産及び東海村産のたけのこを扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、県は、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された潮来市産、つくばみらい市産、小美玉市産、石岡市産、龍ヶ崎市産、取手市産、守谷市産、茨城町産、利根町産、ひたちなか市産、鉾田市産及び東海村産のたけのこが販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるたけのこについては、生産者に対して出荷先の記録の保存を求めるとともに、JA、直売所、卸売市場等取引相手にも入荷先、販売先の記録の保存を求めるよう要請し、さらに必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。